

○岳北ごみ処理施設条例施行規則

〔平成 21 年 3 月 18 日〕
規 則 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岳北ごみ処理施設条例（平成 21 年岳北広域行政組合条例第 4 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定により、エコパーク寒川（以下「エコパーク」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分する廃棄物)

第 2 条 エコパークにおいて処分する一般廃棄物（事業系一般廃棄物を含む。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 厨芥類、雑芥類及び可燃性の一般廃棄物であって長さ 3 メートル、幅 1 メートル及び奥行 40 センチメートル以下であるもの
- (2) かん類、ガラスびん類、陶磁器くず及び金属系一般廃棄物
- (3) 不燃性粗大ごみであって長さ 3 メートル、幅 1 メートル及び奥行 40 センチメートル以下であるもの
- (4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項及び第 5 項の規定により容器包装廃棄物を分別収集したもの

2 エコパークにおいて処分する産業廃棄物（条例第 6 条第 2 項に規定する産業廃棄物）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 木材片（建設業に係るもののうち工作物の新築、改築又は除去に伴うものを除く。）
- (2) 動植物性残さ（魚のあら及び製粉加工に係る固形くずに限る。）
- (3) 空きかん
- (4) 破損ガラスくず及び陶磁器くず

(休業日)

第 3 条 エコパークの休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日）
- (3) 8 月 15 日及び 8 月 16 日
- (4) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで
- (5) その他組合長が別に定める日

2 前項の休業日は、組合長が必要と認めたときは変更することができる。

(受付時間)

第 4 条 エコパークにおける廃棄物の受付時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午

後 4 時 30 分までとする。

2 前項の受付時間は、組合長が必要と認めたときは変更することができる。

(処分申請)

第 5 条 条例第 7 条の規定により廃棄物の処分を依頼しようとする者で、次の各号に掲げるものは、廃棄物処分許可申請書（様式第 1 号）を市村長経由で組合長に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 5 項の規定により市村長から指示を受けた者

(2) 法第 7 条第 1 項の規定により市村長から許可を受けた者

(3) 条例第 6 条に規定する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の依頼をしようとする者

2 前項以外の者で一般廃棄物（犬及び猫の死体を含む。）の処分を依頼しようとするときは、前項の手続きを省略することができるものとする。

3 組合長が、第 9 条第 1 項第 1 号に規定する廃棄物について、エコパークの設備能力上処分できると認めたときは、災害による廃棄物処分依頼書（様式第 2 号）を組合長に提出することをもって第 1 項の手続きに代えることができるものとする。

(処分許可)

第 6 条 組合長は、前条第 1 項の申請による許可をしたときは、廃棄物処分許可書（様式第 3 号）及び IC カードを交付するものとする。

2 前項の交付を受けた者で、運搬車両の変更又は搬入ごみの種類を変更する場合は、改めて第 5 条第 1 項の手続きをしなければならない。

3 第 6 条第 1 項の IC カードについては、他人に譲渡又は貸与してはならないものとする。また、車両の変更又は事業等の廃止により不要となったときは、廃棄物処分許可書（様式第 3 号）とともに速やかに返却するものとする。

(処分依頼者の協力)

第 7 条 廃棄物の処分依頼者は、次の各号について協力しなければならない。

(1) 水分の除去及び廃棄物の減量に努めること。

(2) 燃えるごみ及び燃えないごみの分別を徹底すること。

(3) 排出容器については、指示されたもの以外は使用しないこと。

(4) 有毒性、爆発性、危険性その他処分作業に支障を及ぼすおそれのあるものを混入しないこと。

(5) 廃棄物の積荷形態については、指示された条件を遵守すること。

(許可の取り消し等)

第 8 条 組合長は、処分依頼者が次の各号の一に該当する場合は、その処分許可を取り消し若しくは停止し、又は許可条件を変更することができる。

(1) 前条各号の一の規定に違反したとき。

- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 処分手数料を定められた期限までに完納しないとき。

(処分手数料の免除)

第 9 条 条例第 10 条の規定により処分手数料の減免を受けられる廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 市村長が火災又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害によるものであると認めた廃棄物
- (2) 組合長が特別の理由があると認めた廃棄物

2 処分手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処分手数料減免申請書（様式第 4 号）を居住する市村長を経由して組合長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岳北クリーンセンター条例施行規則（昭和 60 年岳北広域行政組合規則第 2 号）は、廃止する。

附 則（令和 3 年 12 月 15 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

市村経由

年	月	日	経 由	課長 検印	
---	---	---	-----	----------	--

廃棄物処分許可申請書

年 月 日

岳北広域行政組合長

あて

住 所

申請者

氏 名

下記のとおり廃棄物を処分したいので、岳北ごみ処理施設条例施行規則第5条の規定により申請します。

記

申請区分	1 新規 2 車変	この 応答 する 者 の 申 請 書 に	係名	
廃棄物の区分	1 一般廃棄物 3 産業廃棄物 2 事業系一般廃棄物		氏名	
廃棄物の種類			電話番号	()
搬入開始日	年 月 日			
搬入見込回数	1 か月につき 回	搬入見込量	1 か月につき	kg
運搬車両	車種		車両番号	
廃棄物の搬出容器	1 指定袋 3 ひもでしばる 2 紙袋 4 その他 ()			
処分申請の理由	1 市村長から運搬の指示を受けたから（法第6条の2第5項） 2 市村長から許可を受け営業しているから（法第7条第1項） 3 一時に多量のごみが出たから 4 その他 ()			

注 (1) この申請書は、市村担当課を経由後に許可を受けてください。

(2) この申請書は、運搬車両別に1部提出してください。

様式第2号（第5条関係）

災害による廃棄物処分依頼書

第 号
年 月 日

岳北広域行政組合長 あて

市村長名

下記のとおり廃棄物を処分したいので、岳北ごみ処理施設条例施行規則第5条第3項の規定により依頼します。

記

災害の日時	年 月 日			時頃
災害の種類				
被災者の住所	住所			
	氏名			
災害により処分する廃棄物の種類及び処分量	種	類	処 分 量	
			kg (t車 台)	
			kg (t車 台)	
搬入(予定)年月日	年 月 日			時頃
搬入者名	代表者氏名		電話番号	()
搬入方法				

注 (1) 被災者が2名以上のときは、別紙により内訳書を添付してください。

(2) 処理出来ない物が混じらないよう被災者に指示してください。

様式第3号（第6条関係）

指令	岳広エ第	号
----	------	---

廃棄物処分許可書

年 月 日

様

岳北広域行政組合

組合長

印

下記のとおり岳北ごみ処理施設条例施行規則第6条の規定により、廃棄物の処分を許可します。

記

廃棄物の区分					
廃棄物の種類					
搬入開始日	年 月 日				
搬入見込回数	1か月につき	回	搬入見込量	1か月につき	kg
運搬車両	車種		車両番号		
廃棄物の搬出容器					
許可条件					

- 1 廃棄物の搬入に際しては、必ずICカードを携行してください。
- 2 許可条件に違反し、又は係員の指示に従わないときは、許可を取り消すことがあります。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日 市村経由

廃棄物処分手数料減免申請書

年 月 日

岳北広域行政組合長

あて

住 所

申請者

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

岳北ごみ処理施設条例施行規則第9条の規定により、廃棄物処分手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

廃棄物の種類	
減免申請の種類	
減免を受けようとする期間	
減免金額	